

令和4年度  
第2回  
定期監査報告書

(青梅市立学校)

第一小学校  
第四小学校  
吹上小学校  
第一中学校  
吹上中学校

青梅市監査委員



# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

青梅市立学校（第一小学校、第四小学校、吹上小学校、第一中学校および吹上中学校）

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

### 4 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日（出納整理期間を含む。）までに執行された財務に関する事務の執行等

### 5 監査の期間

令和4年8月5日から令和4年10月27日まで

説明の聴取 令和4年10月11日

### 6 監査の実施内容

主に次の事項が適正かつ効率的に行われているかについて、提出された関係諸帳簿等の書類審査、関係職員からの説明聴取および現地調査を行うなどの方法により、監査を実施した。

なお、監査の実施については、青梅市監査基準に準拠している。

(1) 予算の執行状況について

(2) 備品の購入および管理状況について

(3) 現金および預金の管理状況について

- (4) 郵券類の管理状況について
- (5) 公印の管理状況について
- (6) 個人情報の管理状況について
- (7) 実験・実習用薬品類の管理状況について
- (8) 学校徴収金の管理状況について
- (9) その他学校教育活動全般について

## 第2 監査の結果

各学校所管の財務に関する事務およびその他の事務については、提出された関係諸帳簿および関係書類の審査、各学校での実査ならびに学校職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

### 1 予算の執行状況（令和3年度決算）

青梅市立第一小学校 (単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	10,309,812	10,019,833	97.19
	01 教育総務費	608,629	603,525	99.16
	02 学務費	34,000	34,000	100.00
	04 教育指導費	574,629	569,525	99.11
	02 小学校費	9,701,183	9,416,308	97.06
	01 小学校総務費	5,920,370	5,908,988	99.81
	02 小学校学務費	89,000	88,994	99.99
	03 小学校特別支援教育費	242,477	193,258	79.70
	04 小学校指導費	3,449,336	3,225,068	93.50

青梅市立第四小学校 (単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	12,233,857	12,194,768	99.68
	01 教育総務費	181,834	181,742	99.95
	02 学務費	31,000	30,908	99.70
	04 教育指導費	150,834	150,834	100.00
	02 小学校費	12,052,023	12,013,026	99.68
	01 小学校総務費	7,451,032	7,451,029	100.00
	02 小学校学務費	95,000	94,883	99.88
	03 小学校特別支援教育費	627,742	609,906	97.16
	04 小学校指導費	3,878,249	3,857,208	99.46

青梅市立吹上小学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	10,631,904	10,239,486	96.31
01	教育総務費	140,133	95,236	67.96
	02 学務費	31,000	28,924	93.30
	04 教育指導費	109,133	66,312	60.76
02	小学校費	10,491,771	10,144,250	96.69
	01 小学校総務費	6,673,371	6,658,974	99.78
	02 小学校学務費	77,000	55,577	72.18
	03 小学校特別支援教育費	449,655	430,210	95.68
	04 小学校指導費	3,291,745	2,999,489	91.12

青梅市立第一中学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	14,142,923	13,753,989	97.25
01	教育総務費	452,470	428,803	94.77
	04 教育指導費	452,470	428,803	94.77
03	中学校費	13,690,453	13,325,186	97.33
	01 中学校総務費	8,627,389	8,575,327	99.40
	02 中学校学務費	80,000	68,922	86.15
	03 中学校特別支援教育費	849,224	787,628	92.75
	04 中学校指導費	4,133,840	3,893,309	94.18

青梅市立吹上中学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	12,312,921	12,107,531	98.33
01	教育総務費	404,675	404,169	99.87
	04 教育指導費	404,675	404,169	99.87
03	中学校費	11,908,246	11,703,362	98.28
	01 中学校総務費	7,645,017	7,637,287	99.90
	02 中学校学務費	69,000	68,511	99.29
	03 中学校特別支援教育費	540,457	535,669	99.11
	04 中学校指導費	3,653,772	3,461,895	94.75

2 要望事項等

(1) 学習用端末について

GIGAスクール構想にもとづき、令和2年度末に児童生徒全員に学習用端末が貸与された。

今回監査を実施した学校においては、デジタル教科書やオンライン配信、調べ学習、児童生徒の意見共有、健康チェック等、積極的に活用しており、大変評価するものである。

また、端末の活用により、ペーパーレス化や教員負担の軽減にもつながっているとのことである。

今後も、各学校においては、学習効果を高めるよう活用の幅を広げるとともに、教育委員会においては、学習用ソフトウェアを充実させるなど、さらなるICT教育の推進を図られたい。

なお、端末が破損した場合の取扱いについて、貸与の際に保護者と取り交わす同意書には、教員の管理内における故意または重大な過失および教員の管理外における故意または過失による端末の紛失、破損等の場合は、端末の修理等にかかる費用の負担が保護者に生じる旨の記述があったが、今回請求を確認した事例では、「故意または（重大な）過失」の判断基準が不明確であるように思われた。

教育委員会においては、先例にとらわれることなく、また他の自治体の状況などを調査した上で、具体例を挙げた判断基準を整備し、学校や保護者へ分かりやすく周知するよう要望する。

## (2) 実験・実習用薬品類の保管および管理について

実験・実習用薬品類については、各学校の状況を確認したところ、理科準備室内にある転倒防止措置を施した保管庫に保管されていた。また、理科準備室および保管庫は常に施錠され、児童生徒が取り出すことができないよう厳重に管理されていた。

しかし、一部の学校の保管庫内では、薬品容器の転倒防止措置が行われていなかった。

教育委員会において、必要な収納トレイの調査および配布を実施していることから、各学校の状況を再確認し、適正に対応されたい。

さらに、薬品類の管理マニュアルや管理簿が整備されていない学校が見受けられた。

令和元年度の定期監査でも要望したが、教育委員会において統一したマニュアルや管理簿を作成し、全ての学校が同じ基準で管理することが望ましいと考える。

引き続き、適正な管理方法の指導について検討されたい。

## (3) いじめ防止の取組について

各学校では、いじめ防止対策推進法にもとづき、いじめ防止基本方針を策定するとともに、子ども家庭支援センター、児童相談所など関係機関との連携も図り、いじめの早期発見、早期対応に努めており、児童生徒においても「いじめゼロ」をスローガンに、主体的

にいじめ防止に取り組んでいることは評価するものである。

また、教育委員会では、令和4年度からいじめの問題その他教育行政において法的解釈を必要とする問題について、調査等を行うため、青梅市教育法務相談員（以下「相談員」という。）を設置しているとのことである。

各学校においては、これまでの取組に加え、相談員を有効に活用し、引き続きいじめの早期発見、早期対応に取り組まれない。

#### (4) 学校徴収金について

学校徴収金の取扱いについては、適正かつ効率的な運営および会計事故の未然防止を図るため、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程等（以下「規程等」という。）にもとづいて執行することとなっている。

しかし、一部の学校において、学校徴収金にかかる基本計画の策定、校内監査委員による監査、校長と副校長による毎月の収支状況の確認、収支書類等の管理および決算書の報告がされていなかった。

また、修学旅行、移動教室、アルバム作成等の契約において、30万円以上の価格が見込まれるにもかかわらず、複数の者から見積書を徴取していない学校や業者選定委員会を設置していない学校があった。

学校の規模等、学校ごとに事情も異なるが、学校徴収金の透明性を担保し、会計事故を未然に防止するためにも、改めて事務内容を検証し、規程等にもとづく事務処理に努められたい。